

第7期柏原市高齢者いきいき元気計画

〔第7期介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画〕

概要版

(平成30年度～平成32年度)

は じ め に



我が国の高齢者人口は、年々増加して、高齢化率は27.7%（平成29年10月）となっています。今後も総人口の減少と高齢者人口の増加で高齢化率は上昇し、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年には30%を超えると予測されています。

こうしたなか、社会保障給付費の増大が大きな社会問題となっています。75歳を超えると要介護認定率、受療率ともに上昇することから、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年以降は、社会保障給付費がさらに増大すると見込まれています。

平成37年を目途に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築が急務となっています。

本市では、介護保険制度の理念である「介護予防、要介護状態等の軽減、重度化の防止」を具体化するための取り組みを盛り込んだ、「第7期柏原市高齢者いきいき元気計画」を策定しました。

平成30年3月

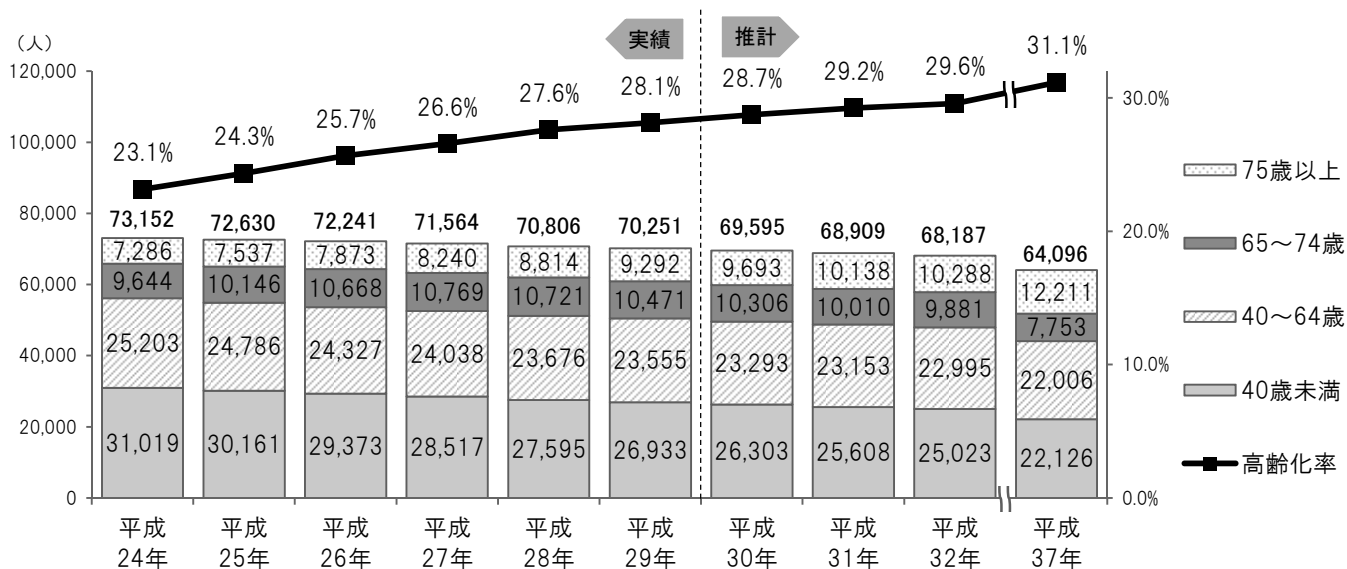
柏 原 市

人口推計



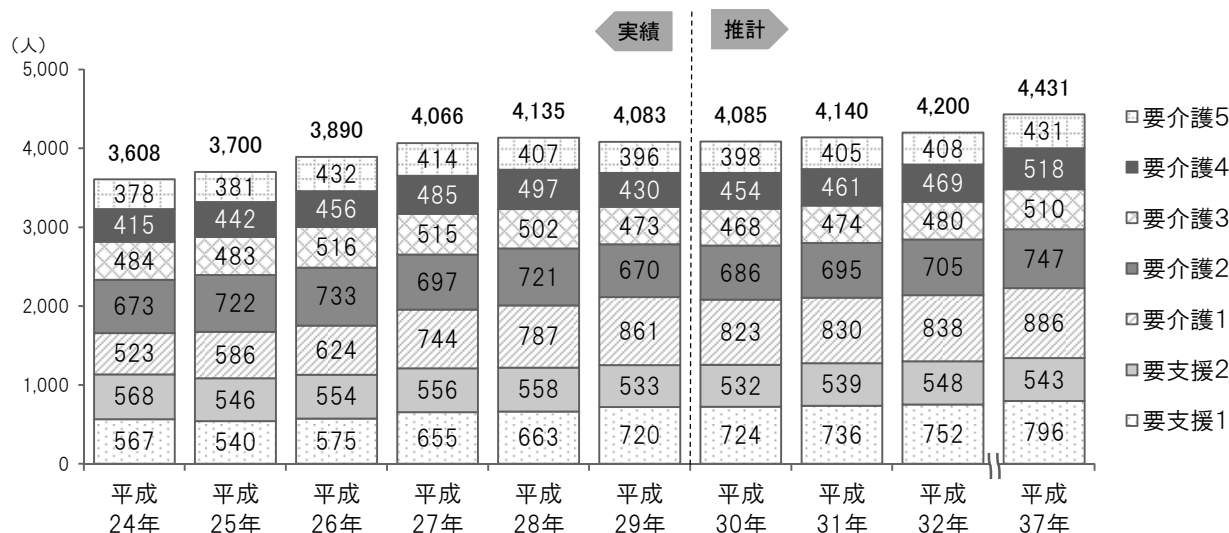
本市では、人口が年々減少する一方で、高齢者人口（65 歳以上人口）は年々増加しており、それに伴い高齢化率が上昇しています。平成 29 年の高齢化率は 28.1%となり、5年前の平成 24 年と比較して 5.0%上昇しています。

また、平成 37 年までの人口推計をみると、人口の減少傾向が今後も続き、高齢化率は 31.1%まで上昇すると予測されています。今後は、74 歳以下の人口は減少するのに対して、要介護度が高くなる 75 歳以上の人口は増加し続ける見込みです。

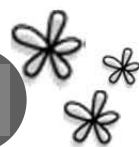


要介護認定者の推計

要介護認定者数は、今後も増加を続け、平成 32 年には 4,200 人、平成 37 年には 4,431 人にまで増加することが予測されています。



地域包括ケアシステム



以下の視点に基づき、介護保険制度の理念である「自立支援・介護予防・重度化防止」の取り組みを進め、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる「地域包括ケアシステム」を構築します。

高齢者の人権を尊重

高齢者とともに
いきいきした社会の実現

住み慣れた地域での
暮らしを支援

高齢者の
自立生活の支援

地域包括ケアシステムの姿

地域での生活を支える医療・介護・予防・生活支援・福祉サービス・住まい

地域包括ケアシステムとは、「医療」、「介護」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えているという状態です。これらのサービス等の担い手としては、専門職以外に地域団体やボランティア、NPOなどの多様な担い手が必要とされています。

本市においても介護保険制度における地域支援事業を中心に、地域包括ケアシステムの実現に向けた事業展開を進めていきます。



日常生活圏域



日常生活圏域は、地理的条件、人口、交通事情などを勘案して市が設定し、介護サービス等の整備を進めていきます。

本市は、①市域が狭く人口が市街区に集まっていること、②交通アクセスの利便性が向上し、高齢者の生活圏域が広がっていること、③地域包括支援センターを市内1カ所に設置し、市内全域に対応していること、④認知症対応型共同生活介護（グループホーム）が市内8カ所に分散して設置されていることなど社会的条件等を総合的に勘案し、第7期計画においても日常生活圏域を1圏域にすることとしました。



ランチ（地域の相談窓口）

- | | |
|----------------------|--------------------|
| ①特別養護老人ホーム 柏寿 | ⑤はくとう地域包括支援センターランチ |
| ②在宅介護支援センター ローズウッド国分 | ⑥在宅介護支援センター「知恵の和苑」 |
| ③第二好意の庭 暮らしの福祉相談センター | ⑦特別養護老人ホーム 太寿 |
| ④大阪好意の庭 暮らしの福祉相談センター | ⑧地域包括支援センター ランチこくぶ |

介護保険事業



住み慣れた自宅や地域での生活の支援に向けて、主に居宅サービスと地域密着型サービスが増加していくと見込んでいます。地域密着型サービスのなかでも、利用者の利便性が高い小規模多機能型居宅介護の利用の伸びが大きくなると見込んでいます。

介護保険サービスの見込量

居宅サービス	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
訪問介護	9,552 人	9,948 人	10,368 人
訪問入浴介護	360 人	396 人	432 人
訪問看護	3,876 人	4,140 人	4,440 人
訪問リハビリテーション	468 人	516 人	588 人
居宅療養管理指導	6,876 人	7,452 人	8,076 人
通所介護	8,904 人	9,276 人	9,672 人
通所リハビリテーション	2,124 人	2,196 人	2,280 人
短期入所生活介護	1,992 人	2,028 人	2,076 人
短期入所療養介護	432 人	456 人	516 人
特定施設入居者生活介護	1,320 人	1,368 人	1,464 人
福祉用具貸与	14,016 人	14,472 人	14,940 人
特定福祉用具販売	360 人	372 人	396 人
住宅改修	300 人	312 人	324 人
居宅介護支援	21,000 人	21,324 人	21,660 人

介護予防サービス	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防訪問入浴介護	0 人	0 人	0 人
介護予防訪問看護	420 人	456 人	480 人
介護予防訪問リハビリテーション	36 人	36 人	36 人
介護予防居宅療養管理指導	108 人	108 人	108 人
介護予防通所リハビリテーション	192 人	204 人	204 人
介護予防短期入所生活介護	48 人	48 人	48 人
介護予防短期入所療養介護	0 人	0 人	0 人
介護予防特定施設入居者生活介護	12 人	24 人	24 人
介護予防福祉用具貸与	3,504 人	3,720 人	3,948 人
特定介護予防福祉用具販売	84 人	96 人	96 人
介護予防住宅改修	108 人	108 人	108 人
介護予防支援	6,456 人	6,180 人	5,904 人

施設サービス	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護老人福祉施設	3,540 人	3,600 人	3,672 人
介護老人保健施設	1,992 人	2,076 人	2,196 人
介護療養型医療施設	336 人	348 人	348 人
介護医療院	48 人	96 人	144 人

地域密着型サービス	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
小規模多機能型居宅介護	84 人	180 人	276 人
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	1,728 人	1,728 人	1,728 人
認知症対応型通所介護	0 人	0 人	0 人
夜間対応型訪問介護	0 人	0 人	0 人
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	348 人	348 人	348 人
地域密着型特定施設入居者生活介護	0 人	0 人	0 人
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	24 人	24 人	24 人
看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）	0 人	0 人	0 人
地域密着型通所介護	4,224 人	4,596 人	5,004 人

介護予防地域密着型サービス	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防小規模多機能型居宅介護	0 人	12 人	24 人
介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	0 人	0 人	0 人
介護予防認知症対応型通所介護	0 人	0 人	0 人

保険料

所得段階			区 分	乗率	月 額 保険料	年 額 保険料
第 1 段階	本人 非課税	世帯 非課税	高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税者。 生活保護受給者	0.45	2,883 円	34,599 円
第 2 段階			本人の[課税年金等収入金額+合計所得金額]が 80 万円以下	0.45	2,883 円	34,599 円
第 3 段階			本人の[課税年金等収入金額+合計所得金額]が 80 万円を超え、120 万円以下	0.70	4,485 円	53,820 円
第 4 段階			本人の[課税年金等収入金額+合計所得金額]が 120 万円超	0.75	4,805 円	57,664 円
第 5 段階		世帯 課税	本人の[課税年金等収入金額+合計所得金額]が 80 万円以下	0.88	5,638 円	67,659 円
第 6 段階			本人の[課税年金等収入金額+合計所得金額]が 80 万円超	1.00	6,407 円	76,886 円
第 7 段階	本人 課税		本人の合計所得金額が [*] 125 万円以下	1.13	7,240 円	86,881 円
第 8 段階			本人の合計所得金額が [*] 125 万円を超え、200 万 円未満	1.25	8,008 円	96,107 円
第 9 段階			本人の合計所得金額が [*] 200 万円以上、290 万円 未満	1.45	9,290 円	111,484 円
第 10 段階			本人の合計所得金額が [*] 290 万円以上、400 万円 未満	1.55	9,931 円	119,173 円
第 11 段階			本人の合計所得金額が [*] 400 万円以上、800 万円 未満	1.75	11,212 円	134,550 円
第 12 段階			本人の合計所得金額が [*] 800 万円以上	1.90	12,173 円	146,082 円

※第 1 段階及び第 2 段階の介護保険料については、公費負担分を勘案した額です。

※合計所得金額は、長期譲渡所得や短期譲渡所得に係る特別控除額がある場合はそれらを控除し、第 2～6 段階については、年金収入に係る所得額を更に控除した後の金額です。

地

域

支

援

事

業



地域包括ケアシステムが目指す、できるだけ住み慣れた地域でいきいきとした生活を送りたいという願いを現実のものとするための地域支援事業は、介護サービス、介護予防サービスと並ぶ介護保険制度の3つの柱のひとつです。

「介護予防・日常生活支援総合事業」では、多様な生活支援サービス（介護予防・生活支援サービス事業）と一般介護予防事業を一体的に提供することにより、高齢者が健康な心身状態を維持しつつ、地域でいきいきとした在宅生活を継続できるよう支援します。

「包括的支援事業」では、地域包括ケア実現のための拠点施設である地域包括支援センターの機能強化を図るとともに、在宅医療と介護の連携推進、認知症高齢者への支援の充実などに取り組みます。

「任意事業」では、介護給付費の適正化を図る事業や、高齢者を介護する家族を支援する事業、高齢者が地域において自立した日常生活を営めるよう支援する事業に取り組みます。

介護予防・日常生活支援総合事業

【介護予防・生活支援サービス事業】

- 訪問型サービス
- 通所型サービス
- 介護予防ケアマネジメント

【一般介護予防事業】

- 介護予防対象者把握事業
- 介護予防普及啓発事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 介護予防事業評価事業
- 地域リハビリテーション活動支援事業

包括的支援事業

- 地域包括支援センター（高齢者いきいき元気センター）
- 在宅医療・介護連携推進事業
- 生活支援体制整備事業
- 認知症総合支援事業

任意事業

- 介護給付費等適正化事業
- 家族介護支援事業
- その他の事業

高 齢 者 保 健 ・ 福 祉 事 業

高齢者の在宅生活を支援したり、高齢者の社会参加の促進や生きがいにつなげたりする高齢者福祉事業や、高齢者の健康増進に向けた保健事業を実施します。



高齢者の生活・安全支援事業（在宅福祉サービス）

高齢者の生きがいと健康づくり推進事業

老人クラブ活動補助事業

シルバー人材センター運営補助事業

敬老月間の事業

老人福祉センター事業

養護老人ホーム入所措置事業

軽費老人ホーム

保健事業

